

出張拒否して出勤した社員に 給与を支払う必要あるのか？



もしかしたら、みなさんは居酒屋でこのような経験はないでしょうか？

- お店がオーダーを間違えて、頼んでもいない食べ物が席に運ばれてきた
- 頼もうとしたメニューが品切れで「これだったらありますよ」と別のものをオススメされた

どれも通常は特に問題にはならないでしょう。(お店が忙しいときはたまにあることですからね)ただ、これが次の状況になったらみなさんはどう感じるでしょうか？

- お店が間違えて運んできた食べ物を食べてしまったら、その分のお金も取られた
- 品切れメニューの代わりに、お店が勝手にオススメのメニューを作ってきた

前者の場合は、実際に食べてしまってるわけなので、法律的には支払う必要があるのかも知れませんが、いずれにしろ、気分は良くないでしょう。それどころか、大きなクレームになってもおかしくない状況と言えます。

これは、会社の出張命令にも同じことが言えます。例えば、会社が出張を命じているにもかかわらず「出張はいやです」とそれを断って内勤で業務を行った社員にその分の給料は払わなければならないのか？これについて裁判があります。ある水道会社で、会社が社員に出張命令を出しました。ところが、その社員はその出張を拒否し、その日に内勤の業務を行ったのです。そこで、会社はその日の分を差し引いて給料を支払いました。それに不満をもったその社員が「その日の分の給料も支払え！」と裁判をおこしたのです。

さて、みなさんはどう考えるでしょうか。確かに、出張を拒否しているとはいえ、実際に出勤して仕事はしています。「であれば、その分は支払わなければいけないのでは...」と、考える人もいるかも知れません。では、その裁判の結果はどうなったか？

裁判の結果、会社が勝ちました。「その分の給料は支払わなくても良い」と認められたのです。なぜか？その理由は、「会社が期待した仕事の成果を(社員が)提供していないから」です。冒頭の居酒屋の話に戻ると、お店はお客様が食べたいものを提供するから料金を請求することができるわけです。それを、食べたくないもの、頼んでもいないものを勝手に提供してその料金を請求できるわけがありません。会社も同じです。当然ながら、会社が出張を指示するのは出張先での仕事の成果を期待してするわけです。それを拒絶して、勝手に内勤の業務を行ってもそれは会社の期待した業務とは言えません。この裁判では、その部分が認められたのです。また、別の裁判では出張を拒否した社員の懲戒解雇が認められています。出張は業務命令です。「行きたくないから」などの理由で社員が拒否できるわけではないのです。

ただし、どんなときも無条件に出張命令が認められるわけではありません。例えば、事情があってあまり出張ができないことを知っていたながら、その社員を辞めさせたいなどの目的で無理やり出張を命じた場合などです。(目的が、「出張」ではなく、「辞めさせたい」になりますからね)また、就業規則に出張を命じることができる規定を設けておくことももちろん大切です。ルールを守って、正しい出張命令を 

※当コラムはわかりやすさを最優先しています。そのため法律の一部の例外は省略している場合があります。

特定社会保険労務士 小林一石

NEWS 入社4年目以上の正社員対象に副業制度

ユニ・チャーム株式会社は、社員一人ひとりが仕事を通じて成長し、働きがいを実感できる会社を目指し「副業制度」を導入したそうです。入社4年目以上の正社員を対象とし、事前に届出書、誓約書を提出して行います。他社も続々と導入している「副業・兼業」。この流れはすすみそうですね。

NEWS 転職求人情報サービス「LINEキャリア」を今夏開始

エン・ジャパン株式会社とLINE株式会社が共同出資で新会社を設立、今夏から転職求人情報サービス「LINEキャリア」を開始すると発表しました。LINEという身近なサービスに転職サービス機能が追加されることで、益々、転職手段が多様化していきそうですね。

Bグルメ 一番飯店



高田馬場駅より
徒歩5分
定休：水曜日

食ベログ
3.28 ★★★

漫画家の故手塚治虫氏のリクエストで作られたと言われる上海焼きそばで有名な1952年開業の老舗です。とろみのついた海鮮がたっぷりのったボリュームのある焼きそばでした。一度食べたら、くせになる味ですね。